

神崎交通 貸切バス初任運転者 安全運転実技指導内容

神崎交通では、貸切バス運転者の安全運転技能向上を目的として、以下の基本方針に基づき実技指導を実施しています。

令和6年4月1日以降の法令改正に基づき、指導内容を公表いたします。

1. 基本方針

- 貸切バス基準に基づき指導を実施します。
 - 初任運転者の適性や経験を踏まえ、指導内容を決定し、随時変更して実技教育を行います。
 - 車種区分に応じた訓練を実施します。
 - 大型車:車両の長さ9メートル以上又は旅客席数50人以上
 - 中型車:大型車、小型車、コンピューター車以外のもの
 - 小型車:車両の長さ6メートル以上8メートル以下で、かつ旅客席数33人以下
 - コンピューター車:車両の長さ6メートル未満で、かつ旅客席数14人以下
-

2. 初任運転者に対する特別な指導内容(机上教育 10 時間以上)

- 事業用自動車の安全な運行に関する基本的事項
- 事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法
- 運行の安全及び旅客の安全を確保するため留意すべき事項
- 危険の予測及び回避
- 安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法
- ドライブレコーダー映像指導

指導者:運行管理者及び指導担当職員が担当します。

3. 安全運転の実技指導内容(20 時間以上)

(1)実施ルート・方法

- 基本的には兵庫県内(実際によく走行する区間・場所等)を運行します。
- 車両に慣れさせ、走行しやすい区間から運転を始め、徐々に難易度(狭隘区間・山間区間・高速道路)を上げて実技教育を進めます。

(2)運転操作

- 初任運転者本人が運転し、指導者が側乗して指導します。
- 必要に応じて指導者が運転し、模範を示します。

指導者:乗務経験の豊富な乗務主任・副主任が担当します。

4. 指導の目的

- 貸切バス運転者として必要な安全運転技能を習得する。
 - 法令遵守と乗客の安全を最優先とした運転を実践する。
-

5. 指導方法

- 経験豊富な指導員が同乗し、実車両を使用して指導を実施。
 - 実際の運行環境を想定したコースで実践的な訓練を行います。
 - 定期的なフィードバックと改善点のアドバイスを提供。
-

6. 指導者の指導履歴

- 机上教育:運行管理者及び指導担当職員が担当します。
 - 実技教育:乗務経験の豊富な乗務主任・副主任が担当します。
-

7. その他

- 指導内容は定期的に見直し、最新の法令や安全基準に準拠します。
- 運転者の技能レベルに応じた個別指導も実施します。

神崎交通株式会社